

議案第 69 号

所沢市督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例制定について

所沢市督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(所沢市督促及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 所沢市督促及び延滞金徴収条例（昭和40年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(所沢市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部改正)

第2条 所沢市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(所沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 所沢市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特

例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の所沢市督促及び延滞金徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の所沢市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の所沢市後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。